平成２３年（フ）第１１号
兵庫県朝来市和田山町竹田1292番地７
債務者　藤原須美子
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２３年（フ）第６０号
徳島市川内町加賀須野1090番地の22
債務者　神戸　正実
1　決定年月日時　平成23年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６１号
徳島市沖浜２丁目48番地　ミラベール林105号
債務者　奥　　智也
1　決定年月日時　平成23年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６２号
徳島市沖浜２丁目48番地　ミラベール林105号
債務者　奥　　美穂
1　決定年月日時　平成23年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７０５号
大分市中央町４丁目１番３―1103号　リファレンス中央町
債務者　村上　千夏
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第５９号
愛知県津島市神守町字中田面14番地１　タウンステージ栗木205号
債務者　鷲野　浩典
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２９６号
愛知県春日井市白山町５丁目９番地17
債務者　坂井めぐみ
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３４２号
名古屋市西区大野木５丁目202番地の２
債務者　板谷真由美
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３５８号
名古屋市南区豊２丁目12番50号　南豊住宅506号
債務者　吉永　和代
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３６２号
愛知県知多市新知東町１丁目２番地の10　メルベーユＨＡＪＩⅡ102
債務者　佐野　道信
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１６８６号
神戸市垂水区南多聞台７丁目42番505号、申立時の住所神戸市北区鈴蘭台西町５丁目16番２―903号
債務者　杉本　行弘
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１５１号
兵庫県三木市別所町高木70番地　県住６号棟302号
債務者　松木　真紀
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４３号
青森県黒石市大字赤坂字池田136番地　黒石特別養護老人ホーム、住民票上の住所青森県黒石市作場町91番地11　シティハイムセルティアＡ棟202号
債務者　石澤　時子
1　決定年月日時　平成23年３月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第２９号
神奈川県横須賀市大津町１丁目９番13号　コーポ中沢102
債務者　高橋　彦一
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第３４号
神奈川県横須賀市長沢２丁目23番10号　まるみ荘102
債務者　森　　隆（旧姓依田）
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第４４号
神奈川県横須賀市久里浜３丁目29番12号
債務者　宮田　朋幸
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
横浜地方裁判所横須賀支部